

取引相場のない株式の評価に関する 有識者会議（第4回）

資 料

2026年7月3日



1. 取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）

2. 各委員からの御意見の整理・検討

3. 当局として御意見いただきたい事項

《別添資料》

別添1 参考資料、裁判例等

別添2 具体的なスキーム事例（事例を簡略化したもの）

取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）

主な論点

会計検査院

- **異なる規模の評価会社間における相対的な不公平**
 - 数次の評価通達の改正の影響
 - 類似業種比準方式の計算式（無配当の会社が多数存在する中で配当を比準要素としていること）は株式を評価する方法として適切に機能していないおそれ
- **還元率（10%）が、社会経済状況の変化を反映していない可能性**

国税庁

- **恣意的な会社規模の変化による評価額圧縮スキームが存在**
 - グループ法人税制、組織再編等を巧みに利用
 - 種類株式（無議決権株式）を用いた配当還元方式の濫用
 - 超過収益力分の社外流出
 - 上場企業経営者や単なる資産持ち富裕層も非上場会社を活用した高度なスキームを利用
- **評価通達 6 項の適用ではなく評価通達改正による納税者の予測可能性の確保の必要性**
 - 業界団体からの税制改正意見等（評価方法についての不断の見直し等）
 - 令和 4 年最高裁判決の調査官解説（乖離は、本来、評価通達の見直し等によって解消）

1. 取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）

2. 各委員からの御意見の整理・検討

3. 当局として御意見いただきたい事項

《別添資料》

別添1 参考資料、裁判例等

別添2 具体的なスキーム事例（事例を簡略化したもの）

各委員からの御意見の整理・検討

1 基本的・念頭に置くべき事項

① 「時価」の意義

「取引相場のない株式」は明らかに「不特定多数の当事者間で自由な取引」ができる状態にないことから、**相続税法第22条に規定する“時価”の定義の理解・整理が必要**である。
売買時の評価方法を相続に関連した評価と同等に考えることに対して大きな違和感。

相続税法第22条に規定する「時価」は訴訟においても「**不特定多数の当事者間で自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価額をいう**」と解されている。

【昭和32年3月28日大阪地裁判決（税資25号259頁）抜粋】

- 相続税法第22条によれば、相続に因り取得した財産の価額は、当該財産を相続取得した時における時価によらなければならない。従つて**相続財産の評価にあつて、右時価と異なる価額をもつて当該財産の価額を算定することは、その額が右時価に比し高額であると低額であるとを問わず、同条に違反する評価でありこれを基礎とする相続財産の課税価格、相続税の決定処分、更正処分は違法たるを免れない。** ※ 対象不動産は物納申請財産。

【平成7年6月30日東京地裁判決（税資209号1304頁）抜粋】

- **相続の対象となる財産は、経済的価値を有するすべてのものが含まれ、その対象は極めて多岐にわたり、各納税者ごとにその財産の構成が異なるため、財産の種類、性質ごとに異なる基準でこれを評価するとすれば、税負担の不均衡を招き、納税者に不公平感を生じさせることにもなりかねない。したがって、右にいう時価とは、それがすべての財産に共通する財産評価の基準として採用されていると解すべきであり、そのような基準としての時価は、相続開始時における当該財産の客観的交換価値をいうものと解さざるを得ないというべきである。**

- ・ 相続税の課税対象となる財産とは「金銭に見積もることのできる経済的価値のあるすべてのもの」で、その財産の価額は「時価」、すなわち「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われるとした場合に、通常成立すると認められる価額」である。
- ・ 「～した場合」とは「ある条件や状況が成立した時の結果」すなわち「行われると想定（仮定）した場合」をいうことから、「不特定多数の当事者間で自由な取引ができる状態にあるかどうか」ということを問題とするのではなく「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる」との想定に基づいて評価するもの。

各委員からの御意見の整理・検討

1 基本的・念頭に置くべき事項

② 評価方法の見直しと事業承継税制の恒久化・拡充を同時・一体を前提条件とすること

A 円滑な事業承継に資するという観点も踏まえた評価にすべき

「客観的な時価」と「税負担の在り方」の話は分けて議論をするのが生産的

C 事業承継税制のあり方（税負担の在り方）も見据えつつ、適正な評価を考えるべき

【 評価での取扱いから法定化された事例（小規模宅地等の特例の創設背景） 】

- 被相続人の事業の用又は居住の用に供されていた宅地のうち面積200㎡までの部分のいわゆる小規模宅地については、それが相続人等の生活の基盤の維持のために不可欠なものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることから、従来、通達による税務執行上、通常の方法によって評価した価額の80%相当額によって評価することに取り扱われていた。（旧昭50直資5-17）
➔ 適正な時価を算出した上で減額。
- 昭和58年度税制改正において、このような従来の通達による取扱いを発展的に吸収して相続税の課税上特別の配慮を加えることとし、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例として法定化された。

(参考) 事業承継への配慮を「評価」から「税制」へ移行した海外の例

【ドイツにおける財産評価の違憲判決】

《土地》

- 不動産における統一価格は、1964年当時の評価額に基づいていたため、取引価額の10%程度であり、取引価額に基づいて評価されていた不動産以外の財産と著しい格差があり、平等原則違反であるとの指摘が絶えず、1995年に違憲判決が出された。

(出典：川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方－裁判事例等の分析を中心として－」税大論叢61号230頁)

《非上場株式》

- 1995年の違憲判決では、特に中小企業が社会的拘束性のなかで事業を継続していることから、それによる担税力の減退に配慮し、相続税の負担が事業継続を阻害しないようにすることの重要性を述べて、応能負担原則に基づく事業承継税制の存在意義を認めている。そこでは、事業用財産を相続し、その事業を継続する相続人は、事業用以外の財産を相続した者に比して、その財産の利活用が制限されるという事情が考慮されている。
- 2006年の違憲判決では、特に事業用財産につき、1996年改正法が評価上の優遇措置を認めていたことを問題とし、財産評価は通常価額での計算を維持すべきで、評価の段階において優遇特例(特に税務貸借対照表価額)を認めるのは不平等を招くとして修正を求めた。また同判決は、事業用の積極財産の評価が低く抑えられているのに対して、債務は額面金額で認識されるという問題についても、その不整合を指摘している。

(出典：「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」(令和8年1月、日本税理士会連合会))



- 2009年に施行された改正相続税法では、すべての財産について通常価額での評価を実現しつつ、評価後の特例措置の段階で、事業用財産を含む優遇を拡充しており、これが現行の事業承継税制の原型といえる。
- この改正においては、給与総額が5年間で400%以上、管理資産50%以下という条件を満たす限り、事業用財産に対して少なくとも85%の評価減額特例を適用可能とした。さらに、従業員数20人以下の事業者は、減額特例適用に当たり、この給与総額条件を満たすことが不要とされた。

(出典：「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」(令和8年1月、日本税理士会連合会))

1 基本的・念頭に置くべき事項

③ スキームへの対応

A スキームに対処できるような方策を十分に講ずるべき

B スキーム対策を行っていない者に大きな影響が出ないようにする視点も必要

C 評価通達 6 項の適用は評価の適正性を保つために必要であるが、**納税者の予測可能性を確保する観点からも、評価方法について見直しを行うべき**

【 主なスキームと実務における非上場株式の評価 】

- グループ法人税制を用いたスキーム
→ 連結財務諸表を前提とした株式の評価を行い、子会社・孫会社の収益・資産状況を親会社の株価に反映
- 高額な役員報酬、節税目的の保険、オペレーティングリースなど節税商品等を活用したスキーム
→ 適正な状態に修正した上で株式を評価

各委員からの御意見の整理・検討

1 基本的・念頭に置くべき事項

④ 評価方法の検討に当たって会社法やM&Aの算定方法を参考とすることについて

評価をする局面（相続・売買など）に応じた評価方式というものを考えて議論すべき

税務上の評価と実際の売買価額の乖離に起因する行為も行われており**ルール変更も必要**

会社法やM & A 価格との乖離を根拠に**通達の見直しを論ずることには慎重であるべき**

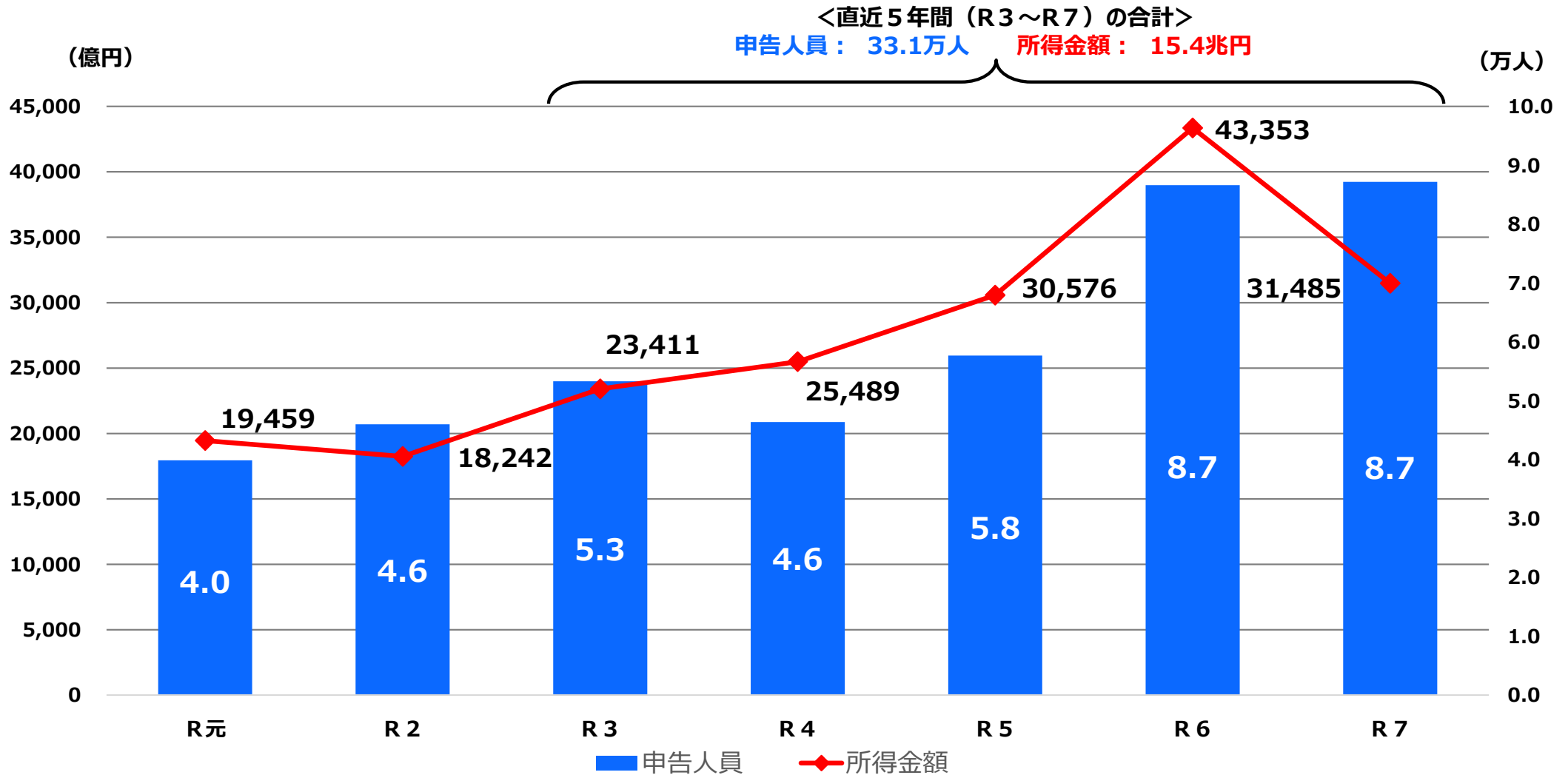
【 通達で評価方法を定める理由と各税目における時価の考え方等 】

- 評価方法は、財産の種類に応じて種々の算定方法が想定されるし、**評価理論の進歩や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有する**のであるから、これを法律によって逐一かつ一義的に定めることは困難といわざるを得ない。したがって、相続財産の時価の具体的な算定について、あらかじめ定められた評価通達及び評価基準に基づいて評価する方法には合理性があるというべきである。（H7.6.30東京地裁）
- 相続税法、所得税法、法人税法のいずれにおいても「時価」は「客観的交換価値」と解されており、**時価の概念という点においては共通**するものの、課税の目的に応じ、所得税基本通達及び法人税基本通達において、課税上弊害がない限り、評価通達に準じて評価する旨定められている。
- 非上場株式は容易に時価を把握できないからと言って、公認会計士等による評価を義務付けるのは納税者に過度な負担がかかるため、評価通達で割り切った運用を容認せざるを得ないもの。（R元.10.10大阪高裁）

各委員からの御意見の整理・検討

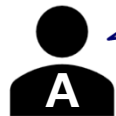
(参考) 一般株式等に係る譲渡所得の申告状況の推移

- 一般株式等に係る申告状況については、以下の傾向を示している。
 - 申告人員については、令和元年分以降増加傾向にあり、令和7年分においては2倍以上にまで上昇
 - 所得金額についても、令和元年分以降増加傾向にあり、令和7年分においては1.6倍以上にまで上昇
- ※ 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいう。



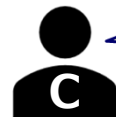
2 評価の基本的体系

① 原則的評価方式の一本化



類似業種比準方式や清算的価値である純資産価額方式で評価することの問題点や批判、会計検査院からの指摘を踏まえれば、**原則的評価方式はインカムアプローチに一本化すべき**

中小企業の株式評価に**DCF法**を用いるのは困難ではないか



インカムアプローチの中の**残余利益モデル**なら可能ではないか



時価純資産は、議論すべき論点も少なく、**純資産価額方式に評価方式を統一**してはどうか

類似業種比準方式は、簡便性等の点から優れており、事業承継の役割を担ってきた一連の流れと歴史があることから、見直しには慎重であるべき



上場企業の縮尺モデル（類似業種比準方式）を小会社に50%適用することは妥当なのか

【複数の評価方式によるの問題点】

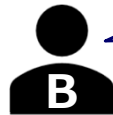
- 原則として、大会社は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式、中会社は併用方式という複数の評価方式により取引相場のない株式を評価する評価体系では、評価方式間における評価額のかい離が、異なる規模の評価会社間における相対的な不公平、評価額の恣意的な操作による租税回避スキームを招いている。

2 評価の基本的体系

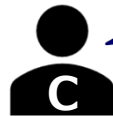
② 類似業種比準方式の見直し



類似業種比準方式には一定の理論的合理性はあるが、**算定方法等に理論的・実証的な裏付けがないことから廃止した方がいいのではないか**



業種目判定の困難さ、赤字が続くと特定の評価会社になり評価額が上昇する問題がある



類似業種比準方式は、**親会社単体の利益のみで評価**するため、過小評価とならないか

類似業種比準方式は、**簡便性等の点から優れており、事業承継の役割を担ってきた一連の流れと歴史があることから、見直しには慎重であるべき**



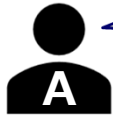
非経常的な損失が加算されず、課税時期を考慮して恣意的な株価操作が可能である

【 類似業種比準方式の合理性と問題点 】

- 類似業種比準方式は、税務訴訟上において合理性は認められているが、中小企業の事業承継への配慮から採用されている。
 - ➔ H2.6.22衆議院「土地問題等に関する特別委員会」において、当時、国税庁は「先生の御質問の趣旨は、同族会社のように利益や配当を自由に調整できるような会社の株式につきましては、それらを比準要素としております類似業種比準方式を適用すべきではないという御指摘であろうかと思われませんが、現行の評価方法は、御案内のように取引相場のない株式の実態と中小企業の事業承継への配慮から採用されておるわけでありまして…」と答弁している。
- 時代の流れにそぐわなくなったことに伴う通達改正は訴訟でも否定されていない。（例：H4.2.27名古屋高裁）
- 事業承継に関係のない上場企業経営者や単なる資産持ち富裕層の節税対策にも用いられている。

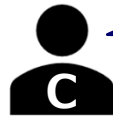
2 評価の基本的体系

③ 純資産価額方式の見直し



継続企業を清算価値に相当するもので評価することに**合理性はあるのか**

時価純資産に営業権を適切に反映させて評価するのが良いのではないか



退職給与引当金等の一部負債が控除できないなど、**今の純資産価額は高すぎる**

継続企業の純資産価額は、**株式の価値の下限值**ではないか



評価会社が有する資産を全て相続税評価額へ洗替えることに対する**事務的負担が大きく、コストもかかるから、類似業種比準方式が担ってきた事業承継の役割を担うことはできない**



現物出資等（現物出資・合併・株式交換・株式移転・株式交付）により著しく低い価額で受け入れた資産に対する**法人税額等相当額を控除しないとする取扱いは廃止すべき**

【純資産価額方式の合理性】

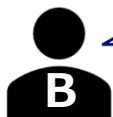
- 会社の解散を前提とした評価方法である点及び株主が会社財産を自由に処分し換金できるという考え方に立脚している点に問題があると主張に対し、①株式は会社財産に対する持分としての性格を有することから純資産価額方式は株式評価の基本的な方式である、②支配株主の株式の最低限の価値を把握する方式としては適合性が高い旨判示された裁判例があるなど、評価通達における非上場株式の基本的な評価方式である。（H3.11.12仙台地裁）

2 評価の基本的体系

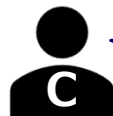
④ 配当還元方式の見直し



還元率（10%）を引き下げるとしても、**従業員持株会が事実上設立できなくなったり、少数株主の整理がより難しくなりかねない**



無配当の場合の1株当たりの配当額を2円50銭（資本金等の額を50円として計算）とする取扱いについても問題があるのではないか（資本金が巨額でも低い株価が算出される）



固定価格制の従業員持株会の株式を譲渡する際に配当還元価額との差が問題となる

株主の議決権割合のみではなく**持株割合も用いて対象株主を判定してはどうか**



【配当還元方式の趣旨等】

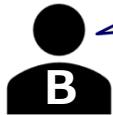
- 配当還元方式は、「当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置」（H17.1.19東京高裁判決）で、特例的評価方式との位置づけであり、事業経営への影響の少ない同族株主の一部及び従業員株主などのような少数株主が取得した株式については、これらの株主は単に配当を期待するにとどまるという実質のほか、評価手続きの簡便性をも考慮して、本来の評価方式に代えて、配当還元方式により評価することとしている。
- 評価額の算出のために、法人税の申告書が必要となる。

2 評価の基本的体系

⑤ 特定の評価会社の判定等



特定の評価会社の判定を、**原則として課税時期等の一時点のみで行うことは問題**



赤字が続くと特定の評価会社になり評価額が上昇するのは問題

【 特定の評価会社の説明 】

- 比準要素数 1 の会社は、比準要素の半分以上がないことから上場企業に比準する前提を欠いているが、休業中の会社や清算中の会社の株式の評価とのバランスから、ある程度収益性を考慮することにも一定の合理性がある。
- 株式等保有特定会社と土地保有特定会社は、上場企業に比べて著しく株式等又は土地に偏った会社であり、上場企業に比準する前提を欠いている。
- 開業後 3 年未満の会社・比準要素数 0 の会社は、上場企業に比準する前提を欠いている。
- 開業前・休業中の会社は、事業活動を継続中である会社とは異なり、類似業種比準方式において必要な配当や利益などの数値を求めることができない。
- 清算中の会社は、課税時期において清算手続に入っている会社であり、清算分配見込額の割引現在価値で評価する。
- ➔ 特定の評価会社のうち、清算中の会社の株式を除き、**基本的には類似業種比準方式の適用前提を欠いている会社の株式**であることから、原則として純資産価額方式により評価することとしているもの。

1. 取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）
2. 各委員からの御意見の整理・検討
3. 当局として御意見いただきたい事項

《別添資料》

別添1 参考資料、裁判例等

別添2 具体的なスキーム事例（事例を簡略化したもの）

当局として御意見いただきたい事項

1. 評価方法は評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて変遷するため、企業価値評価の学術的な研究、M&Aにおける評価方法等も参考として抜本的な見直しも視野に検討することについて(p.8)
2. 評価方式の一本化について検討することについて(p.10)
3. 同じ企業価値評価を扱う会社法における訴訟やM&Aなどの実務でも用いられなくなってきたことも踏まえ、今後の類似業種比準方式の在り方をどう考えるか(p.11)
4. 純資産価額方式を基本的な評価方式として維持するのではなく、特定の評価会社の株式の評価方式として存置することをどう考えるか(p.12)
5. 配当還元方式は「特別の例外的措置」であり、還元率や計算方法だけではなく、その趣旨が貫徹できるように対象株主の範囲や派生する従業員持株会の関係も整理することについて(p.13)
6. 一般の評価会社の評価見直しに応じ、特定の評価会社の範囲と評価方法について検討が必要となる
ところ、少なくとも資産管理会社については、純資産価額方式で評価することについて(p.14)

1. 取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）
2. 各委員からの御意見の整理・検討
3. 当局として御意見いただきたい事項

《別添資料》

別添1 参考資料、裁判例等

別添2 具体的なスキーム事例（事例を簡略化したもの）

財産評価基本通達の制定の趣旨

○ 財産評価基本通達の制定の趣旨

- 相続税法は、申告納税制度が採られているところ、相続税及び贈与税の課税対象となる財産は、土地、家屋などの不動産をはじめとして、動産、無体財産権、有価証券など多種多様であり、これら各種の財産の時価を的確に把握することは必ずしも容易ではない。
- このため、国税庁では、財産評価基本通達を定め、各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を具体的に定めることにより、その内部的な取扱いを統一して課税の公平の確保に努めるとともに、これを公開し、納税者の申告・納税の便に供している。

【参考】一般的に財産評価基本通達に求められる3つの原則

◆ 評価の安全性

財産評価基本通達により求めた評価額が“時価”を上回らないことが必要。

➡ 結果的に、やや固め（低め）になるような評価額とならざるを得ない。

◆ 評価の統一性

同じ条件を備えた財産は、全国統一で一律に評価される必要があり、画一的な基準を示す必要。

◆ 評価の簡便性

財産の評価を画一的・一律的に行うには、評価方法は簡便でなければならない。

相続税法第22条に規定する「時価」に関する裁判例

- 財産は、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる」との想定に基づいて評価し、すべての財産に共通する財産評価の基準として採用されており、時価以外の価額での課税は、高額低額問わず相続税法第22条に違反する。
- 評価方法は、財産の種類に応じて種々の算定方法が想定され、評価理論の進歩や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性があることから、法律ではなく通達でその評価方法を定めている。

【昭和32年3月28日大阪地裁判決（税資25号259頁）抜粋】

- 原告は、本件更正処分の違法事由として被告が本件更正処分においてした本件庭園の評価額が時価より低額である点を主張する。相続税法第二二条によれば、相続に因り取得した財産の価額は、当該財産を相続取得した時における時価によらなければならない。従つて相続財産の評価にあつて、右時価と異なる価額をもつて当該財産の価額を算定することは、その額が右時価に比し高額であると低額であるとを問わず、同条に違反する評価でありこれを基礎とする相続財産の課税価格、相続税の決定処分、更正処分は違法たるを免れない。

※ 本件庭園は物納申請財産である。

【平成7年6月30日東京地裁判決（税資209号1304頁）抜粋】

- 相続税法二二条は、相続により取得した財産の価額は、特別の定めのあるものを除き、当該財産の取得の時における時価による旨規定しているところ、相続の対象となる財産は、経済的価値を有するすべてのものが含まれ、その対象は極めて多岐にわたり、各納税者ごとにその財産の構成が異なるため、財産の種類、性質ごとに異なる基準でこれを評価するとすれば、税負担の不均衡を招き、納税者に不公平感を生じさせることにもなりかねない。したがって、右にいう時価とは、それがすべての財産に共通する財産評価の基準として採用されていると解すべきであり、そのような基準としての時価は、相続開始時における当該財産の客観的交換価値をいうものと解さざるを得ないというべきである。

～（途中省略）～

財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別に評価するとすれば、その評価方式、基礎資料の選択の仕方、評価者による判断等により異なった評価額が生じることが避け難く、また、課税庁の事務負担が増大し、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれもあるところであり、納税者間の公平の確保、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみても、あらかじめ定められた評価方法によりこれを画一的に評価する方法には合理性があるというべきである。また、そうした評価方法は、財産の種類に応じて種々の算定方法が想定されるし、評価理論の進歩や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有するのであるから、これを法律によって逐一かつ一義的に定めることは困難といわざるを得ない。

相続税法第22条に規定する「時価」に関する裁判例

- 取引相場のない株式については、市場価格が形成されないことから、時価を容易に把握することは困難であるが、専門家による評価を義務付けるのは、国民に過度な負担をかけることになる。
- 課税庁は、専門家の意見を得ることなく、株式の評価額を確定するという割り切った運用を容認せざるを得ない。
- 通達による評価額が中立公平な立場の専門家の意見によって把握できる客観的な評価額と一致することを前提としたものではない。

【令和元年10月10日大阪高裁判決（税資269号順号13323）抜粋】

- また、取引相場のない株式については市場価格が形成されていないから、その時価を容易に把握することは困難であり、だからといって、公認会計士等による評価を義務付けることとすれば、国民に過度の負担をかけることなく法定の期限内に納税申告をさせ、税額を確定すべき要請に副わない事態が生じ得る。そうすると、課税庁としては、専門家の意見に基づく客観的な評価額を確定させた上で課税をするのではなく、しかるべき専門家の意見を得ることなしに上記のような株式の評価額を確定するという割り切った運用を容認せざるを得ないものであって、旧通達及び改正通達は、こうした発想に基づいて策定されたものにすぎず、それぞれの定める方式に従って得られた評価額が中立公平な立場の専門家の意見によって把握できる客観的な評価額と一致することを前提としたものではないと解するのが相当である（別件東京高裁判決は、相続税法22条所定の時価につき相続開始時における当該財産の客観的交換価値と解釈した上、市場価格が形成されていない取引相場のない株式については、その時価を容易に把握することが困難であるから、合理的と考えられる評価方式によって時価を評価するほかなく、それによって得られた金額をもって「時価」と評価すべきことになる旨を判示しており、上記説示と同様の考え方を前提としているものと解される。）そして、相続税法が複数の評価方法があり得るような相続財産の評価の方法について特段の定めを置いていないのは、課税庁に対して徴税の技術性と複雑性を踏まえた合理的な裁量（認定判断権）を与える趣旨に出たものであり、国税庁において上記のような発想に基づいて通達を策定し、各税務署長が上記のような発想に基づいて通達に従った対応をすることを許容しているものと解するのが相当である。

不動産における時価の考え方

- 路線価は、売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長が路線ごとに評定した価額（評価通達14）。
- 公示価格は、正常な価格、つまり、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格をいう（地価公示法2②）。
- 鑑定評価額は、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格（不動産鑑定評価基準）。

【不動産鑑定評価基準（抜粋）】

- 不動産の鑑定評価によって求める価格は、基本的には正常価格である。
- 正常価格とは、市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう。この場合において、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場とは、以下の条件を満たす市場をいう。
 - (1) 市場参加者が自由意思に基づいて市場に参加し、参入、退出が自由であること。
なお、ここでいう市場参加者は、自己の利益を最大化するため次のような要件を満たすとともに、慎重かつ賢明に予測し、行動するものとする。
 - ① 売り急ぎ、買い進み等をもたらす特別な動機のないこと。
 - ② 対象不動産及び対象不動産が属する市場について取引を成立させるために必要となる通常の知識や情報を得ていること。
 - ③ 取引を成立させるために通常必要と認められる労力、費用を費やしていること。
 - ④ 対象不動産の最有効使用を前提とした価値判断を行うこと。
 - ⑤ 買主が通常の資金調達能力を有していること。
 - (2) 取引形態が、市場参加者が制約されたり、売り急ぎ、買い進み等を誘引したりするような特別なものではないこと。
 - (3) 対象不動産が相当の期間市場に公開されていること。
- 不動産の価格は、その不動産の効用が最高度に発揮される可能性に最も富む使用（以下「最有効使用」という。）を前提として把握される価格を標準として形成される。この場合の最有効使用は、現実の社会経済情勢の下で客観的にみて、良識と通常の使用能力を持つ人による合理的かつ合法的な最高最善の使用方法に基づくものである。
なお、ある不動産についての現実の使用方法は、必ずしも最有効使用に基づいているものではなく、不合理な又は個人的な事情による使用方法のために、当該不動産が十分な効用を発揮していない場合があることに留意すべきである。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の創設

- 従来、通達による税務執行上、通常の方法によって評価した価額の80%相当額によって評価することに取り扱われていたものを、昭和58年度税制改正において、このような従来の通達による取扱いを発展的に吸収して相続税の課税上特別の配慮を加えることとし、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例として法定化された。

【昭和58年改正税法のすべて抜粋】

《P171：はじめに》

- なお、このように、取引相場のない株式の評価の改正は通達で行い、小規模宅地の課税の特例措置は通達事項から法律事項として租税特別措置法の改正によって措置することとされたわけですが、この点について、衆議院本会議（昭和58年2月18日）において竹下大蔵大臣から「取引相場のない株式の評価の改善合理化につきましては、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするものでありますところから、相続税の評価通達の改正によってこれは措置することといたしております。一方、小規模宅地の課税の特例につきましては、小規模宅地が生活基盤の維持のために不可欠で、その処分に相当の制約を受けるのが通常であることからいたしまして、従来、通達によって所要の措置を講じたところでございますが、今回、最近における地価の動向をも踏まえて、従来の措置をさらに進めて、事業用宅地は通常の価額からその40%相当額を減額するなど、相続税の課税上特別の配慮を加えることとするものでありますから、今回、法律上明定する、こういうことにいたしましたわけでございます。」と答弁が行われています。

《P177：小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の創設》

- 被相続人の事業の用又は居住の用に供されていた宅地のうち面積200㎡までの部分のいわゆる小規模宅地については、それが相続人等の生活の基盤の維持のために不可欠のものであつて、その処分について相当の制約を受けるのが通常であるところから、従来、通達による税務執行上、通常の方法によつて評価した価額の80%相当額によつて評価することに取り扱われてきていました（旧昭50直資5-17）。
 - ところで、今回、前述のように取引相場のない株式の相続税の評価について改善合理化を行うこととされたことに関連し、税制調査会の「昭和58年度の税制改正に関する答申」において「株式評価について改善合理化を図ることとの関連で、個人が事業の用又は居住の用に供する小規模宅地についても所要の措置を講ずることが適当である。」とされたことから、最近における地価の動向にも鑑み、個人事業者等の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地の処分についての制約面に一層配慮し、特に事業用土地については、事業が雇用の場であるとともに取引先等と密接に関連している等事業主以外の多くの者の社会的基盤として居住用土地にはない制約を受ける面があること等に顧み、従来の通達による取扱いを発展的に吸収して相続税の課税上特別の配慮を加えることとし、以下に述べる小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例として法定することとされました。
- ※ 居住用20%減（200㎡までの全部が被相続人等の居住用は30%減）、事業用40%減

ドイツ連邦共和国における取引相場のない株式の評価と事業承継税制

- ドイツでは、相続税の課税において重要な資産グループ（事業用資産、不動産、企業の株式、農林事業）の評価が平等原則の要件を満たさない課税価額と結びついていることからため憲法違反であるとの裁判所の判断を受け、評価を適正化した上で、特例措置が設けられている。

【取引相場のない株式の評価と事業承継税制】

- 連邦憲法裁判所の2006年11月7日の判決（1 BvL10/02）は、特に事業用財産につき、1996年改正法が評価上の優遇措置を認めていたことを問題とし、財産評価は通常価額での計算を維持すべきで、評価の段階において優遇特例（特に税務貸借対照表価額）を認めるのは不平等を招くとして修正を求めた。また同判決は、事業用の積極財産の評価が低く抑えられているのに対して、債務は額面金額で認識されるという問題についても、その不整合を指摘する（1 BvL10/02、C II）
- ただし、この判決は事業承継に対する優遇特例自体を否定しているわけではなく、評価段階では一律の基準を適用すべきとしつつ、評価レベルの後に行う措置において、合理的な理由がある限り、誘引あるいは優遇措置を適用することを許容する。
- これを受けて、2009年に施行された改正相続税法では、すべての財産について通常価額での評価を実現しつつ、評価後の特例措置の段階で、事業用財産を含む優遇を拡充しており、これが現行の事業承継税制の原型といえる。
- この改正においては、給与総額が5年間で400%以上、管理資産50%以下という条件を満たす限り、事業用財産に対して少なくとも85%の評価減額特例を適用可能とした。さらに、従業員数20人以下の事業者は、減額特例適用に当たり、この給与総額条件を満たすことが不要とされた。

出典：「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」（令和8年1月、日本税理士会連合会）

【簡易収益還元法】

- ドイツの評価法によれば、上場株式、規制された非公式市場で取引される株式以外は、公正な市場価値で評価される。それは、1年以内に無関係な第三者によって売却がなされたことにより公正な市場価値が導き出されるとき以外は、企業の収益見通し、または課税目的以外の通常の取引において一般的に認められている別の評価方法を考慮して決定される。
- 簡易収益還元法の算式は次のとおり（算式中の13.75は資本化計数で資本還元率7.3%に相当）。
会社価値 = 将来的に持続して達成可能な年間所得 × 13.75 + (非事業用財産の公正市場価値
+ 他の会社への出資の公正市場価値 + 2年以内取得事業用財産の純資産価値)

- 平成2年の国会においても、類似業種比準価額の評価額が低いこと等が指摘されており、当時、国税庁は、現行の評価方法が中小企業の事業承継への配慮から採用されていると答弁している。

【平成2年6月22日 衆議院「土地問題等に関する特別委員会」答弁録抜粋】

《委員質問》

- 御存じのように、類似業種比準方式、こういう方式によって株式を評価いたしますと、配当あるいは収益、利益のない法人の場合は資産の評価が大変下がったものになる、全体的に見ますと二割ぐらいの評価しかされない、実際のその企業の資産価値からいきますと極めて低い評価しかされないということが今言われておるわけでございまして、今回の商法改正によりまして会社も一人で設立をすることができるようになった、こういう状況を見ますと、この法人の使い方によっては、合法的な節税、極めて大きな節税をすることができると思われるわけでございます。
それで、私はこの類似業種比準方式を再検討しなければならないのではないかと思うわけでありまして、そもそもこの類似業種というのが、上場会社に類似をしたものが本当にあるのかどうか。非上場の会社というのは極めて多様
でございまして、申し上げたように配当とか利益等も上げていないというのもたくさんあるわけでございまして、まさに私は、類似業種ということ自体がフィクションではないか、擬制でしかない、こんなふうと思うわけでございます。

～（省略）～

《国税庁回答》

- お答えをいたします。

～（省略）～

それで、先生の御質問の趣旨は、同族会社のように利益や配当を自由に調整できるような会社の株式につきましては、それらを比準要素としております類似業種比準方式を適用すべきではないという御指摘であろうかと思われ
ますが、現行の評価方法は、御案内のように取引相場のない株式の実態と中小企業の事業承継への配慮から採用されてお
るわけでありまして、また、同族会社でありまして多くの会社が正常な事業活動を営んでおるわけでありまして、それに見合った利益、配当を計上している場合が多いわけでありまして、したがって、この現行の評価方法は一般的には合理的なものであると考えているわけでございます。しかしながら、先生の御指摘のように、現行の評価方法を利用して行き過ぎた節税策が講じられているということも重大でありますし、私どもも課税の公平の観点から問題があると認識しているところでございます。

そこで、今後ともそういう実態をよく調査した上で、課税の公平の観点から先生の御指摘の御意見も十分に参考にさせていただきます、適切な措置をとるよう検討してまいりたい、かように考えております。

評価通達の改正に関する裁判例

- 通達改正の遡及適用に関する訴訟において「従前の通達もその時点では合理的であったが、時代の流れにそぐわなくなつたに過ぎない場合は、遡及適用を否定すべきである」と判断しているものがある。
➔ 合理的な取扱いであっても、時代の流れにそぐわなくなつた場合には、その取扱いを改正することができる。

【平成4年2月27日名古屋高裁判決（税資188号455頁）抜粋】

- (2) ところで、～(省略)～
もっとも、改正基本通達は、昭和47年1月1日以降の贈与等に適用されるものであることが明らかであるが、一般に通達が改正された場合に、その適用が遡及されるべきか否かは、改正の理由如何に係るものと解すべきであり、従前の通達もその時点では合理的であったが、時代の流れにそぐわなくなつたに過ぎない場合は、遡及適用を否定すべきであるとしても、不合理性を修正するための改正である場合は、むしろ遡及適用を肯定するのが相当である。そうすると、被告ら主張の基本通達による減価方式の有する欠陥は、不合理性を内在することは先に判断したとおりであるから、本件においても、改正基本通達の適用を認め、比準した結果に30%の減価を肯定すべきであり、基本通達の適用をもって合理的であるとする被告らの主張は、右の限度では採用することができないというべきである。
(3) なお、原告らは、この点につき、安全性の減価30%にさらに流通性に劣ることの減価30%を乗じ、結局50%以上の減価をすべきである旨主張する(原告らの反論3項(四)、4項(三)(2))。しかし、右50%の数値が合理的であることにつき、原告らは実証的に主張、立証するものではない上、流通性に劣ることの減価は、前記のとおり、理論上は譲渡に要する余分の時間、費用を補う程度のもので足りるはずであるから、比率の三要素の株価に対する影響力は約70%であったとの前記○○○の別件における証言を考慮すれば、安全性と流通性の欠如の両者を含めて30%の減価率は、経験則上、決して不当とは認められない(すなわち、納税者の利益を不当に害するおそれはほとんどない。)というべきであり、原告らの前記主張は採用するに由ないものである。

類似業種比準方式・純資産価額方式に関する裁判例

- 評価差額に対する法人税額等相当額を控除するのは、小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することになるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたとうえで評価の均衡を図る必要があることによるものであり、純資産価額方式は会社の清算（解散）を前提とする評価方式とは位置付けられていない。

《評価体系》

大会社・・・上場会社の株式の評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として類似業種比準方式により評価

中会社・・・原則として大会社と小会社の評価方式である類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式により評価

小会社・・・個人事業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として純資産価額方式により評価

【平成3年11月12日仙台地裁判決（税資187号64頁）抜粋】

- 上場株式の価格は、収益率・配当額・純資産価値の変動といった企業内部の要因と、景気変動・金融情勢・経済政策・国際収支・外国為替の相場・国内政局・国際政局・株式市場の動向といった企業外部の要因とからなるものであるが、このうち企業外部の要因については非上場株式にも共通するものであるから、非上場株式の時価評価において、その株式と同様の企業外部の要因が反映された上場株式の価格を基準として、両者の企業内部の要因を比較対照して比準評価することは合理的であるといえる。そして、評価通達は、このような比較対象をするにあたり、業界の趨勢が類似するという点に着目し、これを日本標準産業分類における業界の類似性に求めることとし、その類似業種に属する上場会社の平均株価を基として、当該類似業種に属する標本会社の株価形成の要因となった計数を平均化した数値に評価会社の株価形成要因となった計数を比準させて比準株価を計算するものであり、特にかつて行われていたことのある類似会社比準方式の場合と比べた場合、簡便であるとともに、評価上の恣意性が排除され、評価の統一性・画一性・安定性が担保されるという長所がある。したがって、評価通達において採用されている類似業種比準方式には合理性があるといえることができる。～（省略）～
- 純資産価額方式は、個人企業における相続税の課税価額の計算方法に準じて、評価会社の財務内容を基として一株当たりの評価額を計算する方法であり、個人事業者と同規模の会社の株式もしくは閉鎖性の強い会社の株式で、株式の所有目的が投機や投資を目的としたものではなく、会社支配を目的として所有する株式に適合する評価方法といえることができる。
原告は、純資産価額方式は、会社の解散を前提とした評価方法である点及び株主が会社財産を株主個人の財産と同様に自由に処分し換金できるという考え方に立脚している点にこの方式の問題があると主張する。しかし、株式は会社財産に対する持分としての性格を有することからみれば、純資産価額方式は、株式の評価に対する基本的な方式であるといえることができ、特にこの点からいえば、支配株主の有する株式については、その最低限の価値を把握する方式として、適合性が高いといえることができる。なお、純資産価額方式は、原告の主張するように、会社の解散を前提とするものではないことは明らかであり、原告の右の批判は失当である。

純資産価額方式における引当金・準備金の取扱い

- 個人企業の負債については、相続税法第14条の規定により確実な債務に限り債務控除の対象とし、これらの引当金及び準備金については債務としては取り扱わないこととしている。

これは、大会社は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式により評価するという評価の基本的な体系から導き出されるものである。

《評価体系》

大会社・・・上場会社の株式の評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として類似業種比準方式により評価

中会社・・・原則として大会社と小会社の評価方式である類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式により評価

小会社・・・個人事業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として純資産価額方式により評価

〔参考裁判例〕令和5年4月21日東京地裁判決（税資273号順合13844）（所法59①の時価に関する争い）

- ・ 課税実務上、株式の客観的交換価値については、あらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価することが合理的であることからすると、発行会社が負う各債務が現実に履行される蓋然性の多寡等について個別に評価することは、かかる要請に反するものである。
- ・ 将来履行されるか否かが不確実であるため、当該株式の客観的交換価値を低下させないような債務を、控除の対象から除外する趣旨に出たものであり、上記のとおり、株式の客観的交換価値について、あらかじめ定められた画一的な評価方法によりつつ、これを適切に算定するための方法として、一般的な合理性を有するものといえることができる。
- ・ 仮に、企業価値評価及び株式評価の実務において確実と認められる債務に該当しない債務も考慮される場合があるとしても、そのような債務を控除せずに計算された当該株式の価額が、直ちに客観的交換価値を上回るものであるということとはできない。
- ・ 譲渡時価額の評価を含む課税標準の計算に当たっては、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減のため、あらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価することが要請されているのであって、この点において企業価値評価等とはその前提が異なるというべきであるから、控除される債務の範囲が企業価値評価等とは異なっても、そのことのみから、当該評価方法が不合理であるとはいえない。

〔参考裁判例〕昭和55年9月18日東京高裁判決（税資114号717頁）

- ・ 取引相場のない小会社の株式等の相続税課税財産について、課税価格に算入すべき価額は、相続開始の時ににおける当該財産の一株当りの価額から、被相続人の債務であって相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）のうちその者の負担に属する部分の金額を控除する、いわゆる純資産価額方式によって評価した金額であるが、その控除すべき債務は、「確実と認められるもの」に限ることとなっている。
- ・ 相続財産の価額から控除できる「確実と認められる債務」といい得るためには、法人の各事業年度の所得金額の計算に当り当該事業年度の損金の額に算入することのできる「確定した債務」についていわれているごとく、「当該事業年度終了の日までに、当該費用にかかる債務が成立し、その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生し、その金額を合理的に算定することができるものであることが必要である」と解するのが相当である。
- ・ 退職金支給規定そのものは、社会事情の変遷や経済事情の変動等を考慮すれば、それが労働協約で定められている場合であれ、就業規則で定められている場合であれ、絶対不変のものではないというべきである。しかも、一般に、退職金支給規定の改廃は、それが就業規則で定められている場合には、労働協約で定められている場合に比らべて容易に行なわれ得ること、当裁判所に顕著な事実である。

配当還元方式の趣旨

- 配当還元方式は、当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置である。

【平成17年1月19日東京高裁判決（税資255順号9900）抜粋】

- ところで、評価通達188－2項は、このような原則的な評価手法の例外として、「同族株主以外の株主等」（評価通達188項）が取得した評価会社の株式については、配当還元方式によって評価することを定めている。当該通達の趣旨は、一般的に、非上場のいわゆる同族会社においては、会社経営等について同族株主以外の株主の意向が反映されることはなく、同族株主以外の株主が当該会社の株式を保有する目的は、会社経営に関わりを持ったり、株価の上昇によるキャピタルゲイン等の投機的あるいは投資的動機によるものではなく、当該会社との安定的な取引関係の維持、継続を図ること等数値的に表すことのできない無形の利益を期待して、いわば取引上のつきあいで株式保有をする場合が多く、その株式を保有する株主にとっては、当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置とみるのが相当である。そして、当該会社に対する直接の支配力を有しているか否かという点において、同族株主とそれ以外の株主とでは、その保有する当該株式の実質的な価値に大きな差異があるといえるから、評価通達は、同族株主以外の株主の保有する株式の評価については、類似業種比準方式よりも安価に算定される配当還元方式による株式の評価方法を採用することにしたものであって、そのような差異を設けることには合理性があるというべきである。

このことは、同族株主以外の株主等が取得した株式の評価についても、評価通達188－2項において、配当還元方式により株式の価額を算定した場合に、評価通達上の原則的評価方法というべき類似業種比準方式（評価会社が大会社の場合。評価通達179項）により算定した価額を超える場合には、当該原則的評価方法で算定した価額により評価することとされていることとも整合するものである。

このように、評価通達における例外的評価方法たる配当還元方式は、評価会社の経営に関して実効支配力のない同族株主以外の株主の保有する株式に限って例外的に適用されるものであって、評価会社の経営に対して実効支配力を有する同族株主の保有する株式について適用されるべきものではない。

昭和58年度の税制改正に関する答申

【昭和57年12月23日に税制調査会から内閣総理大臣へ提出された答申の抜粋】

相続税については、最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の実態等からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない。

ただ、小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においては既に収益性が織り込まれていること等に留意すれば、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするのが適当である。また、いわゆる類似業種比準方式についても類似業種のとり方等その合理化を図るべきである。株式評価について改善合理化を図ることとの関連で、個人が事業の用又は居住の用に供する小規模宅地についても所要の措置を講ずることが適当である。

【参考】

- 1 当時の通産省（中小企業庁）、中小企業団体から要望のあった収益還元方式の導入については、
 - ① 基本的な評価要素である収益が税引後利益の1/2とされているが、その合理的理由に乏しく、また、役員報酬等を通ずる収益の調整の可能性を考慮すれば評価上不公平を招くおそれが強い。
 - ② 収益と並んで基本的な評価要素である資本還元率をどのように設定すればよいか、その客観的、理論的な算定方法が見出しがたい。
 - ③ 欠損会社の株式は、資産保有高の大小にかかわらず、収益還元価値が0となる。などの問題があり、採用することはできないものとされた。

《通産省要望の収益還元方式》

$$\text{小会社} : \frac{\text{純資産価額} + \text{収益還元価額}}{2}$$

$$\text{中会社} : \frac{\text{純資産価額} + \text{収益還元価額}}{2} \times (1 - L) + \text{類似業種比準価額} \times L$$

※収益還元価額 = 前3年間の税引後平均所得の2分の1（純利益）÷ 8%（還元率）

- 2 取引相場のない株式の評価に当たって、収益性を織り込んだ評価方式の例として、類似業種比準方式と西ドイツで採用されているシュツットガルト方式があげられていた。

西ドイツのシュツットガルト方式は、会社の財産価額（純資産）と見込収益を基として評価する方式であり、株価は、その純資産に相当の期間（5年間）におけるその株価に相当する資金を株式に投資した場合の収益（配当）と他に投資した場合の収益（10%の利子）の差額を加算又は減算したものとなるが、2009年1月1日で廃止されている。

平成12年・平成29年の通達改正の趣旨

【平成12年改正】

類似業種比準方式における3つの比準要素については、従前において株価形成に与える影響度合いが等しいものとして取り扱ってきたところ、継続企業を前提とすれば、一般的に、株式の価値は会社の利益力に最も影響されると考えられ、上場会社のデータに基づき検証作業等を行ったところ、配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を1：3：1とした場合が最も適正に株価の算定がなされていると認められたことから、これを踏まえた類似業種比準方式の算式となっていたもの。

なお、算式の分母「5」は、利益金額の比準割合がゼロの場合には、従来どおり「3」としていたが、平成20年3月の改正によりゼロの場合であっても「5」とすることとした。

【平成29年改正】

1 類似業種の株価

従来から、類似業種の株価については、類似業種比準価額の計算において、上場会社の株価の急激な変動による影響を緩和する趣旨から、一定の選択肢を設けていたところであるが、最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するには、2年程度必要と考えられること及び現行においても課税時期が12月の場合には、前年平均株価の計算上、前年の1月までの株価を考慮しており、実質的に2年間の株価を考慮していることから、課税時期の属する月以前2年間の平均株価を選択可能としたもの。

2 類似業種の比準要素の計算

上場会社については、連結決算に係る財務情報を公表することが原則義務付けられており、投資判断に当たりその情報も重視されて株価の形成要素となっていると考えられることから、より適切な時価を算出するため、類似業種の比準要素の数値について、連結決算を反映させることとしたもの。

この場合、上場会社は、原則として監査義務が課されており、利益計算の恣意性は排除されていることを考慮し、類似業種の比準要素については、財務諸表の数値を基に計算することとした上で、連結決算を行っている場合には、その数値を反映させたものとするとしている。

3 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重

平成12年の評価通達の改正時と同様に、上場会社のデータに基づき、個別の上場会社について、これらの要素の比重をどのようにすると最も当該上場会社の株価に近似する評価額を導くか、それぞれの要素の比重を変えて検証作業を行った。

その結果、1：1：1という比重が最も実際の株価と評価額との乖離が少なく、適正に「時価」が算出されると認められたことから、これを踏まえて類似業種比準方式の算式を改正したもの。

1. 取引相場のない株式の評価を巡る主な論点（会計検査院・国税庁）
2. 各委員からの御意見の整理・検討
3. 当局として御意見いただきたい事項

《別添資料》

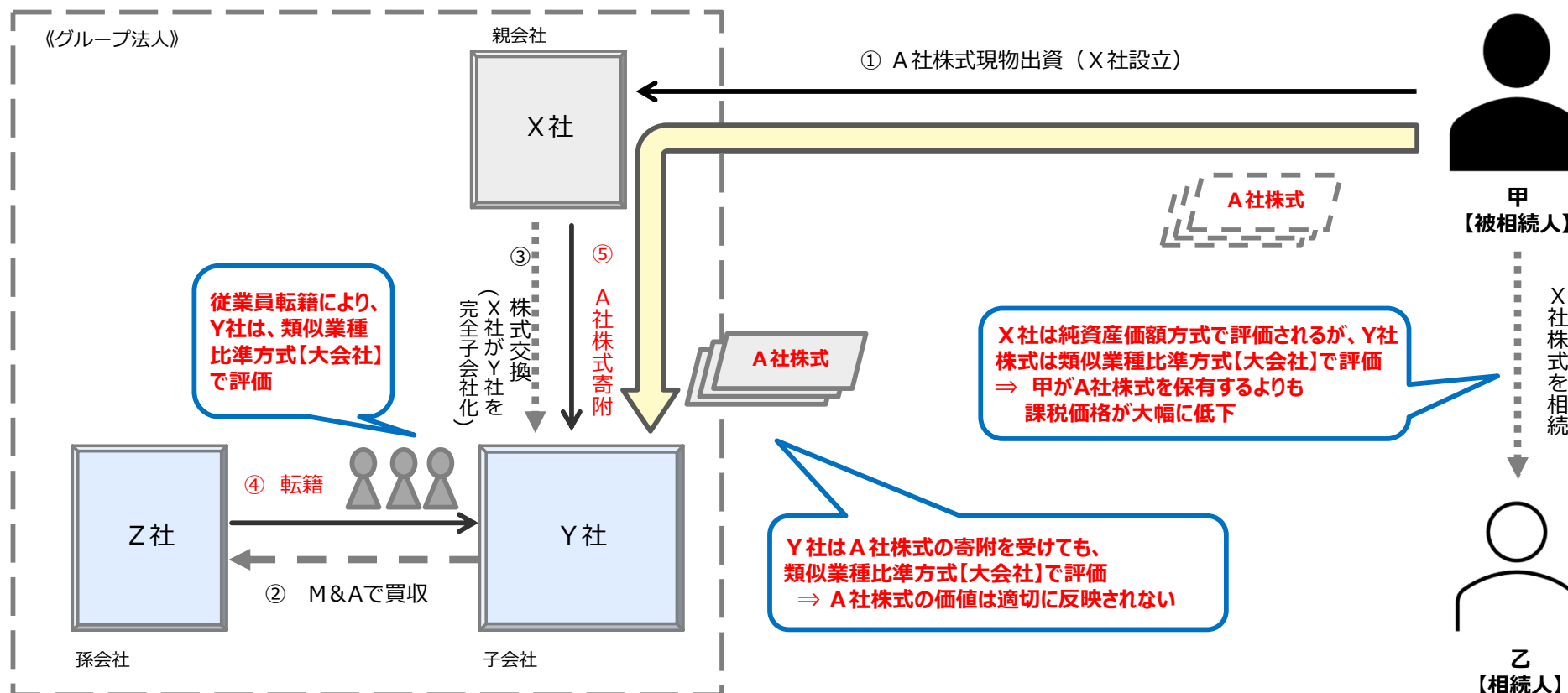
別添1 参考資料、裁判例等

別添2 具体的なスキーム事例（事例を簡略化したもの）

事例①【子会社の会社規模操作による株価圧縮（純資・類似併用 ⇒ 類似）】

評価額 ▲100億円
 税額 ▲55億円

- ① 被相続人甲は、死亡前に上場株式（A社株式）を現物出資してX社を設立（保有株式を上場株式から非上場株式に転換）
 - ② Y社の株主であるA社（上場会社）の創業家親族（相続人乙）は、多数の従業員を抱えて事業を行っているZ社をM&Aにより買収し、Y社はZ社（A社の創業家一族の資産管理会社）を完全子会社とする
 - ③ X社とY社が株式交換を行い、X社はY社を完全子会社とする
 - ④ Z社からY社に従業員（数十名）を転籍 ⇒ Y社の評価方法（会社規模）を変更（【中会社】併用→【大会社】類似）
 - ⑤ X社は、同社が保有するA社株式を類似業種比準方式が適用される子会社のY社へ寄附 ⇒ 評価額を大幅圧縮
- ※ 現物寄附は、グループ法人税制下で課税されない

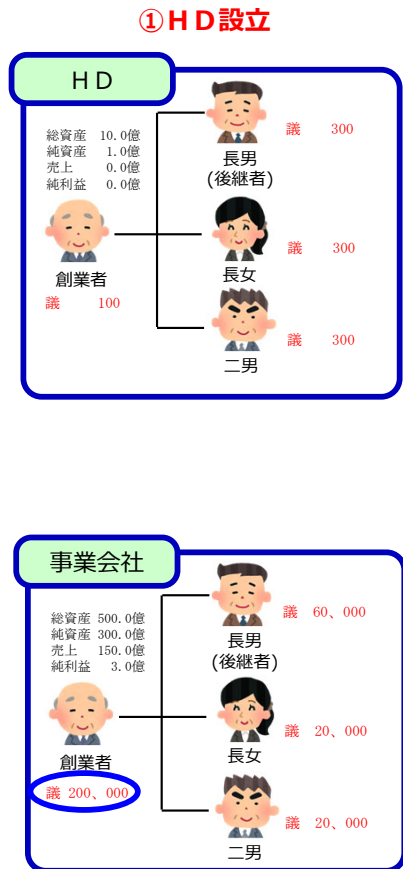


事例②【配当還元方式を利用できる株主の作出】

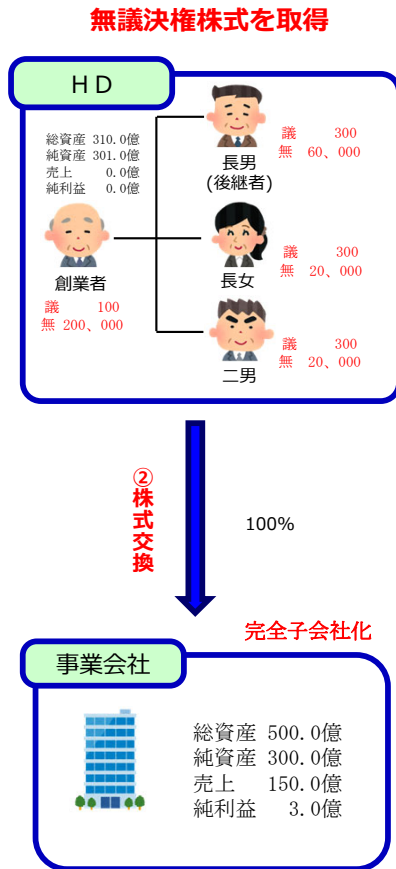
評価額 ▲19億円
税額 ▲10億円

- ① 創業者一族は、資産管理会社となる**HD**を設立し、株式交換により事業会社を子会社化する際に無議決権株式を大量発行
 - ➔ 収益性の高い事業会社を**間接保有化**し、議決権割合も事実上変更 (創業者の議決権割合を事実上引き下げ)
- ② HDの普通株式の贈与・売買により、**後継者（長男）へ議決権を集約化** (創業者の議決権をゼロに)
 - ➔ 長女の子・二男の子を『**中心的な同族株主以外の同族株主**』として作出、世代飛ばしで配当還元価額で株式を贈与

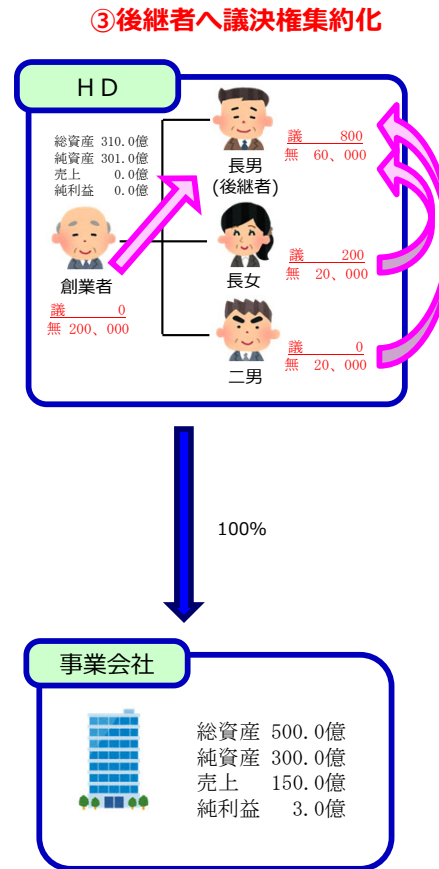
《フェーズ1》



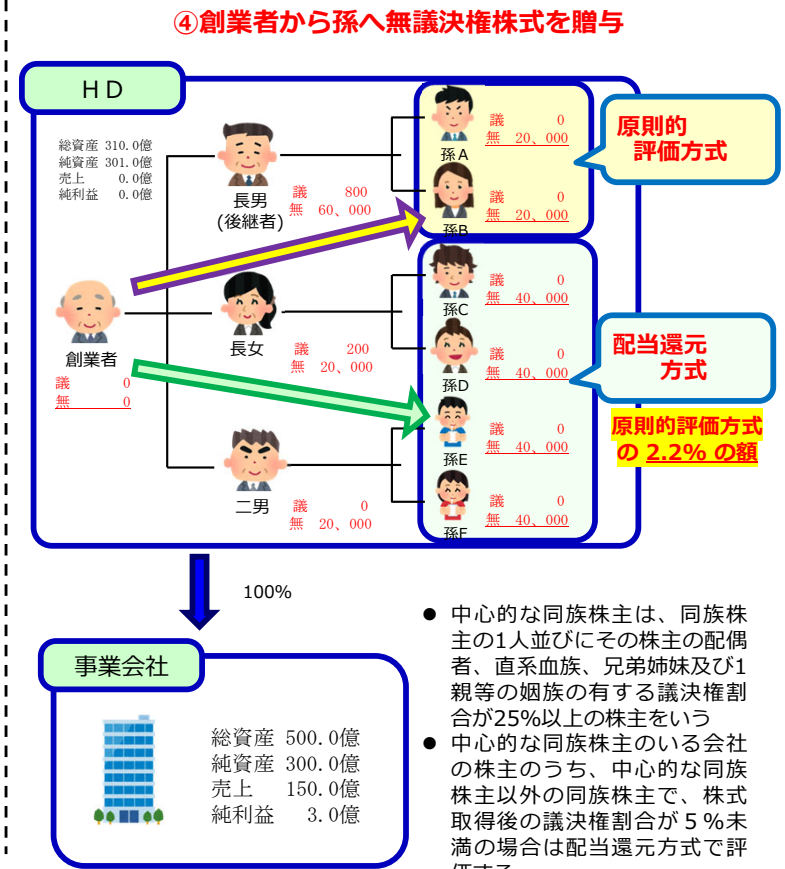
《フェーズ2》



《フェーズ3》



《フェーズ4》



- 中心的な同族株主は、同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族の有する議決権割合が25%以上の株主をいう
- 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、株式取得後の議決権割合が5%未満の場合は配当還元方式で評価する

事例③【会社規模操作による株価圧縮（純資 ⇒ 類似）】

評価額 ▲20億円
 税額 ▲10億円

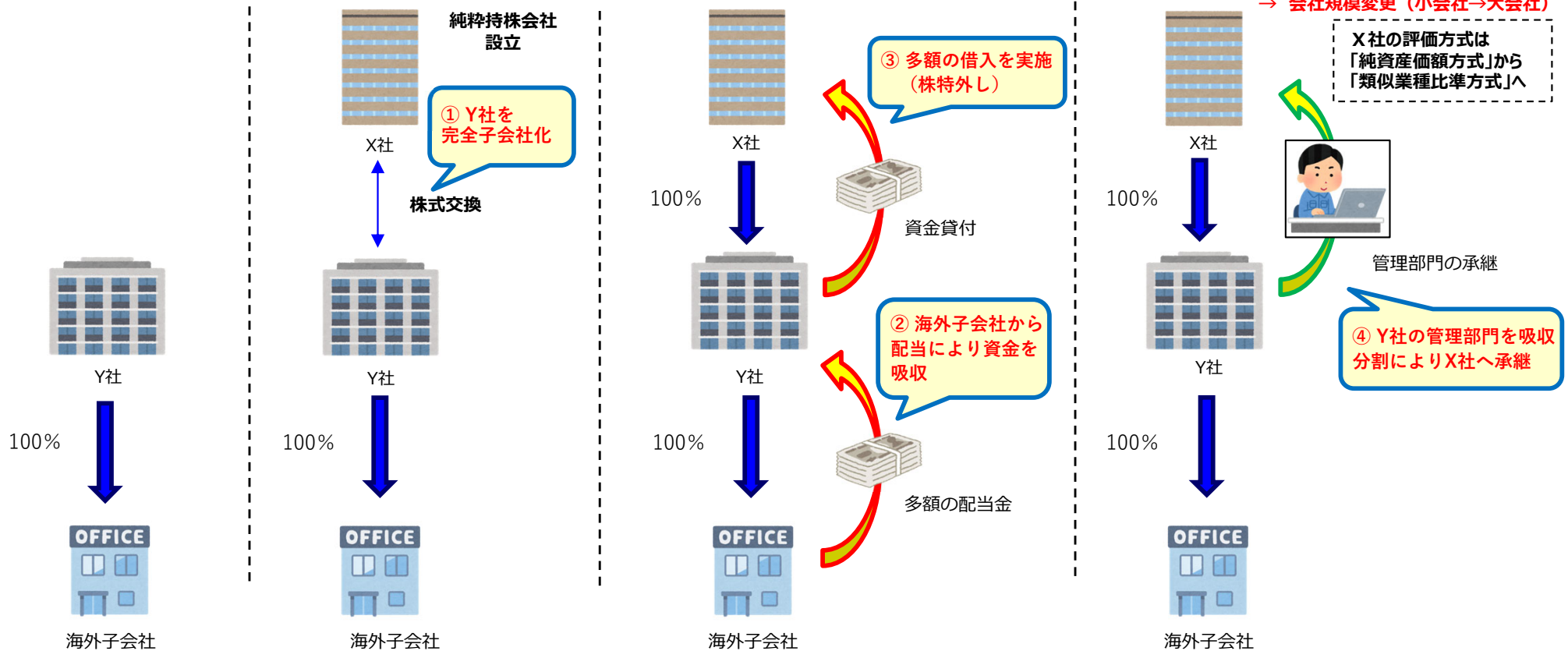
- ① Y社創業家は、純粹持株会社のX社を設立し、株式交換によりY社（事業会社）をその傘下に置く
- ② Y社は、多数の海外子会社から受領する配当を大幅に増やし、**海外子会社から資金を吸い上げ**
 ※ 海外子会社の株価低下・Y社の現預金増加によりY社の評価方式は純資産価額方式（株特）から類似業種比準方式へ
- ③ X社は、株式等の保有割合を低下させるため、子会社である**Y社から多額の借入を実施（株特外し）**
- ④ X社は、**吸収分割によりY社の管理部門（資産等と多数の従業員）を承継し、会社規模を変更（小会社→大会社）**
 ※ ③・④によりX社の評価方式は純資産価額方式から類似業種比準方式へ

《スキーム前》

《フェーズ1》

《フェーズ2》

《フェーズ3》



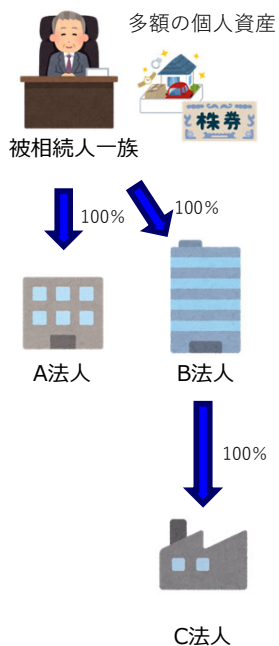
事例④【子会社(類似)からの循環貸付により親会社(純資)の株価を圧縮】

評価額
税額

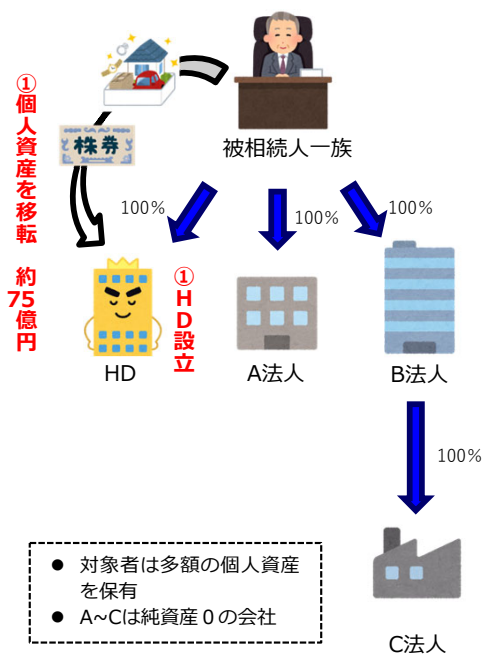
▲ 65億円
▲ 35億円

- ① 被相続人一族は、HD法人の設立とともに、**個人資産をHD法人に移転**させ、株式交換によりA・B法人を子会社化
- ② HD法人は、**子会社（A・B法人）への現金寄附、子会社からの借入れを循環的に行い、債務を大幅に拡大**
 - ※ 現金寄附は、グループ法人税制下で課税無し
- ③ 純資産価額方式で評価されるHD法人の株式評価額は、**膨れ上がった債務により大幅に圧縮**
- ④ 子会社の側では、併用方式により、HD法人への債権額が適正に株価へ反映されない
- ⑤ 子会社は、更に孫会社（ペーパーカンパニー）に債権を寄附し、HD法人において子会社株式の評価差額を作出(※)
 - ※ 子会社から孫会社への寄付は、理論上、子会社の株価に影響しないが、法人税法上、子会社が孫会社へ寄付を行うと、HD法人は子会社株式の金額を減額する必要がある（法令9①七、119の3⑨）これにより、簿価と時価との差が創出され、評価差額に対する法人税相当額（38%分）の株価圧縮が可能

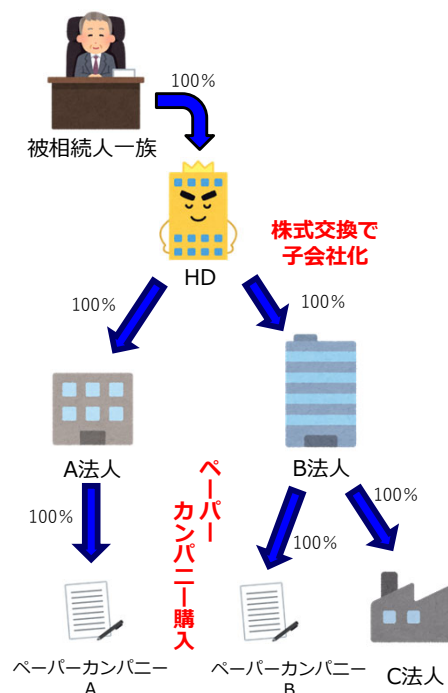
《スキーム前》



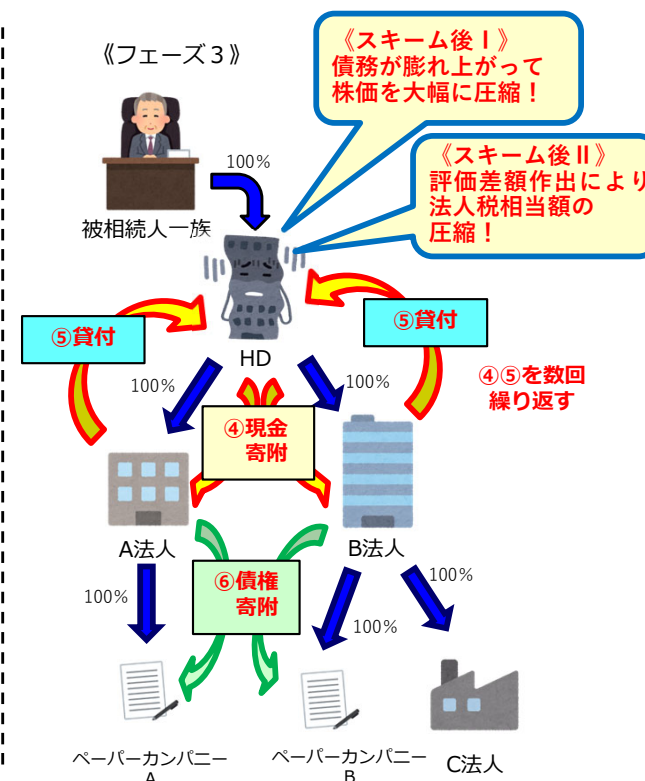
《フェーズ1》



《フェーズ2》



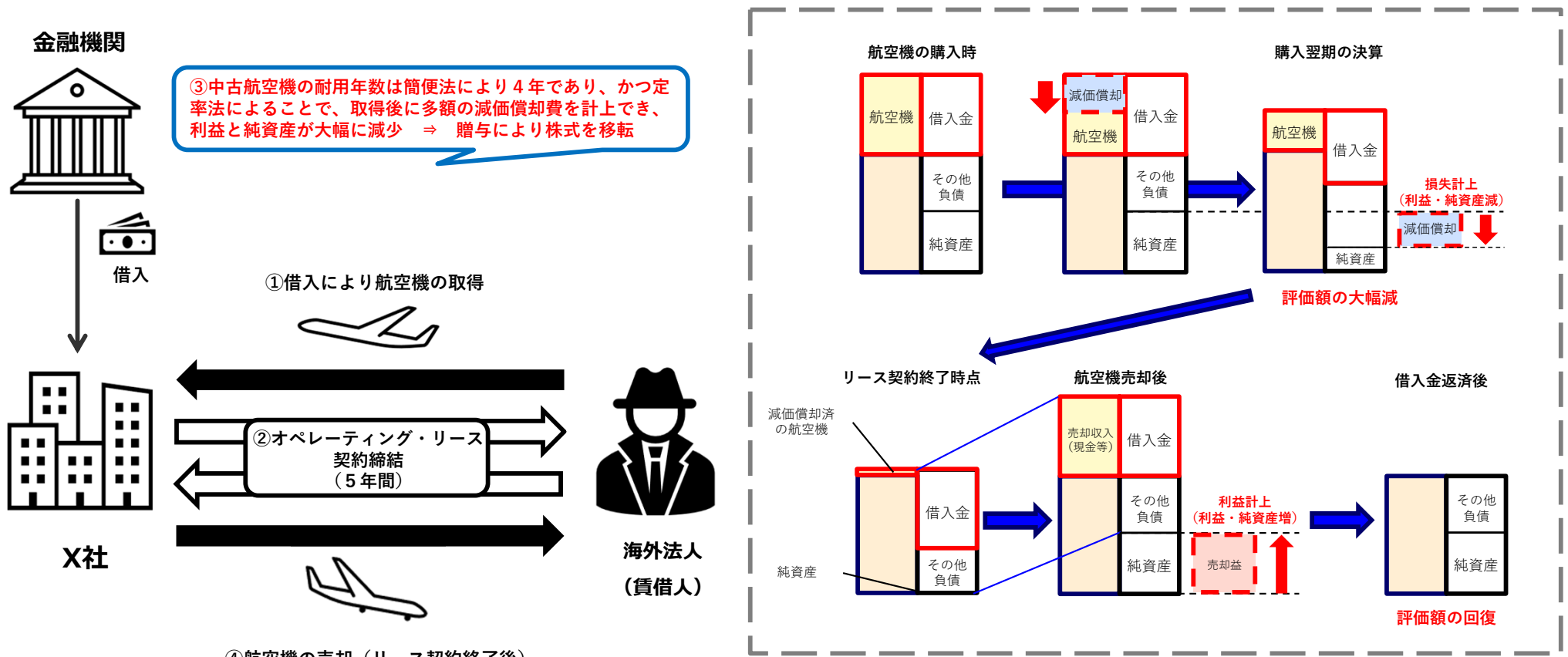
《フェーズ3》



事例⑤ 【オペレーティングリースを活用した株価の圧縮】

評価額 ▲10億円
税額 ▲5億円

- ① X社は金融機関から資金を借入し、海外法人から航空機（中古）を取得
- ② 当該海外法人との間でオペレーティング・リース契約（5年間）を締結
- ③ 中古航空機を簡便法・定率法により減価償却を行うことで翌期に多額の損金を計上し、株式を移転
 - ➔ 利益・純資産の大幅な減少により株価を大幅に圧縮（類似業種比準方式の比準要素を大幅に減少）
- ④ リース契約終了後、航空機を海外法人へ売却
 - ➔ 売却益の計上により株価の回復

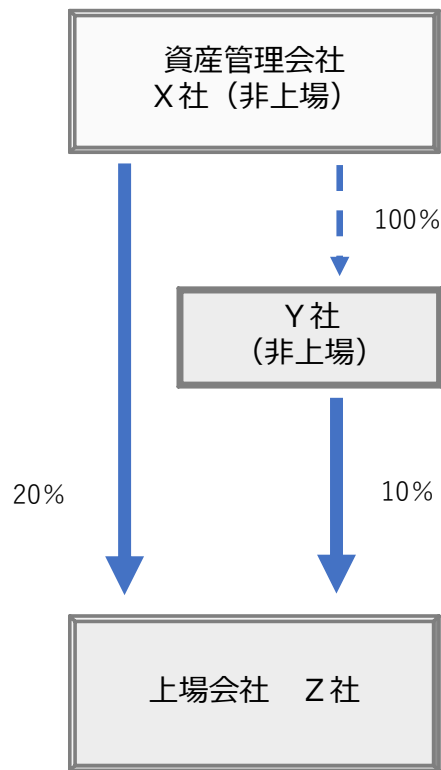


※ 匿名組合への出資による場合、借方の計上が「匿名組合出資金」等になるが、概ね同様の効果

- ① 資産管理会社X社は、直接・間接保有により多数のZ社株式のほか、多額の資産を保有
 - ② X社の株主構成を、創業家一族及びZ社の元役員等の関係者で、どのグループも15%以上の議決権を保有しないようにすることで「同族株主のいない会社（※）」かつ、すべての株主が「議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主」に該当
- ➔ すべての株式が配当還元方式により評価され、原則的評価方式（純資産価額方式）の2%程度の評価額に圧縮

※ 議決権総数の30%以上を有する株主グループがいない会社

グループ構成



資産管理会社 X社の株主構成 (A、B、CがX社の役員)

| 株主 | | 保有株式数 | 議決権割合 |
|-------------|--------------|-------|--------|
| 創業家一族 | A 創業家長男 | 75 | 4.2% |
| | B 創業家次男 | 65 | 4.2% |
| | C 創業家三男 | 65 | 4.1% |
| 創業家グループ 小計 | | 205 | 12.5% |
| 上場会社Z社の元役員等 | D 上場会社 Z社役員 | 200 | 12.5% |
| | E 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | F 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | G 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | H 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | I 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | J 上場会社 Z社元役員 | 200 | 12.5% |
| | 合計 | 1605 | 100.0% |

15%以上の議決権を保有する同族株主グループがないため、当該会社のすべての株主の保有株式が配当還元方式で評価

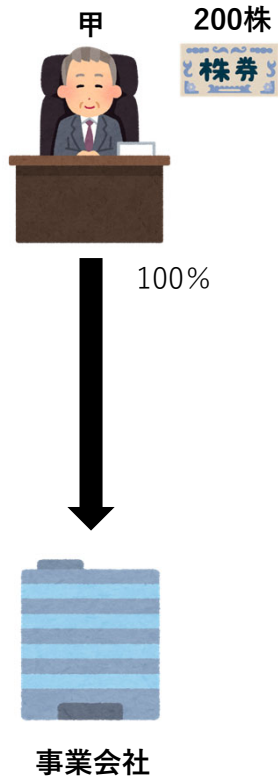
(原則的評価方式（純資産価額方式）の2%程度の評価額)

| 株主の態様による区分 | | 評価方法 | |
|---|---------------------|---|----------------------------------|
| 会社区分 | 株主区分 | | |
| 同族株主のいる会社 | 同族株主 (30%以上) に属する株主 | 株式取得後の議決権割合 5%以上 中心のな同族株主がいない場合 | 原則的評価方式 |
| | | 取得後の議決権割合が5%未満の株主 中心のな同族株主 (25%以上) がいる場合 | |
| | 同族株主以外の株主 | | 配当還元方式 |
| | 同族株主のいない会社 | 議決権割合 15%以上のグループに属する株主 | 株式取得後の議決権割合 5%以上 中心のな株主がいない場合 |
| 取得後の議決権割合が5%未満の株主 中心のな株主 (10%以上) がいる場合 | | | 役員である株主又は役員となる株主 その他 |
| 議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主 | | 配当還元方式 | |

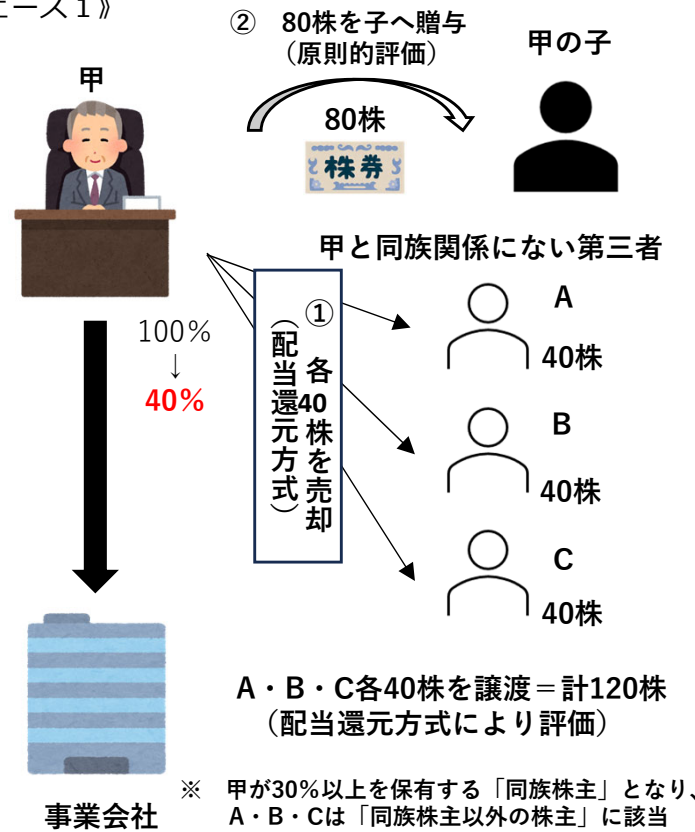
全株主が当該区分に該当

- ① 甲が保有する事業会社の株式200株（100%）について、甲と同族関係にない第三者（A・B・Cの3名）へそれぞれ40株（計120株）を配当還元方式による評価額で売却
 - ② 甲は残りの株式80株を原則的評価により自身の子へ贈与
 - ③ 子への贈与から一定期間経過後、A・B・Cの3名は、保有する40株を事業会社へ売却（配当還元方式により評価）
- ➔ 当該自己株式取得により甲の子の保有する株式価値は、スキーム前と近い価値まで上昇

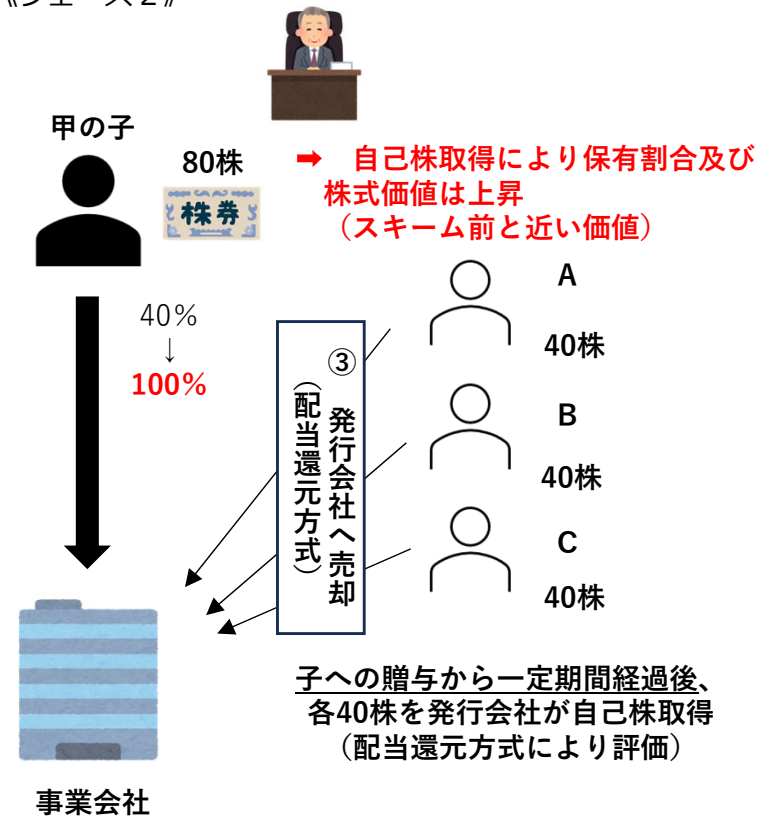
《スキーム前》



《フェーズ1》



《フェーズ2》



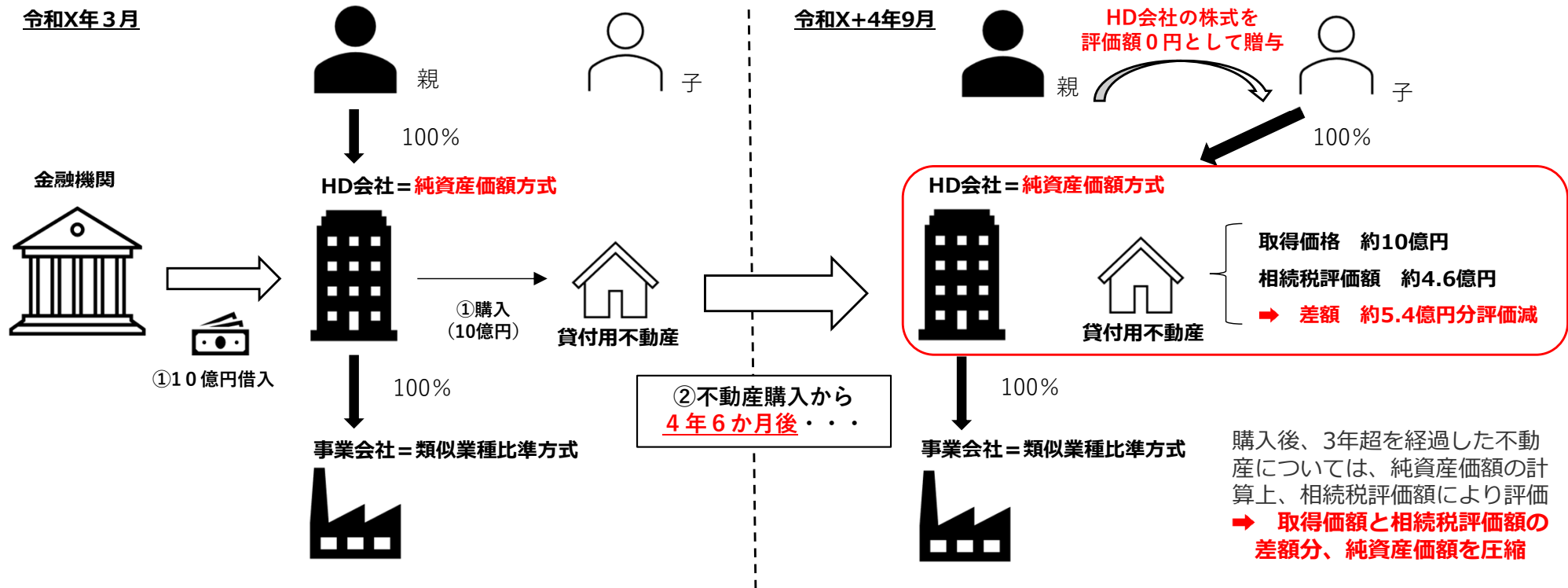
子への贈与（原則的評価）は、スキーム前と比べて $\frac{2}{5}$ (= $\frac{80株}{200株}$) に評価額を圧縮

※ 発行会社による自己株式の取得は資本取引のため、受贈益等の法人税の課税関係は生じない。

事例⑧ 【法人が貸付用不動産購入の3年経過後に株式を移転】

評価額 ▲5.4億円
 税額 ▲3.0億円

- ① HD会社は金融機関の借り入れにより貸付用不動産を購入
- ② 不動産購入後、4年6か月が経過するまで当該不動産を継続保有
 - ※ 評価通達185において、純資産価額方式では評価会社が課税時期前3年以内に取得した不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとしている
- ③ HD会社の株式について純資産価額により評価し、貸付用不動産の取得価額と相続税評価額の差額の圧縮により、評価額0円として子へ贈与



財産評価基本通達185 <純資産価額>

・・・評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。）